

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です

令和元年(ワ)第2827号、令和3年(ワ)第447号

「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 こうすけ、まさひろ、こうぞう、ゆうた、ミコ、ココ

被告 国

代理人意見陳述要旨

2021(令和3)年5月10日

福岡地方裁判所 第6民事部 合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 武 寛 兼

私たちは、今回、第7準備書面を提出しました。この書面では、性的マイノリティに向けられた「スティグマ」について書いています。国が同性婚を認めていないことが、性的マイノリティに対する社会的差別を作出、助長させる要因となっていること、それによって性的マイノリティの尊厳が著しく傷つけられていることを述べています。

異性間の恋愛が、唯一の、自然で、正しいものであることを当然の前提にした社会では、性的マイノリティは、見えない者・異質な者と取り扱われます。

この社会でともに生きている者として、性的マイノリティが想定されていません。声をあげなければ存在を無視されますが、かといって、声をあげることも難しいのです。

国は、同性婚について「想定されていない」「検討していない」などと述べています。これは、国が性的マイノリティの存在を否定し、社会から排除しているのと同

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です

じことです。国が同性婚を認めないことが、「性的マイノリティが異常であり、異性愛者に比べて劣った存在であること」をいわば公認する機能を果たし、性的マイノリティに対する社会的差別を深く根付かせる要因となっているのです。

私自身も、無意識のうちに性的マイノリティの人々を見えない者・異質な者と扱っていたことがありました。

私には同性愛者の友人がいます。その友人は同性愛者であることを私や周囲の人にオープンにしています。

その友人と夜遅くまで飲んでいたとき、「この後うちで飲もう」と誘われたことがありました。私は一瞬、「ん？」と思った後、慌てて「お邪魔していいの？」と聞いて、友人宅で飲み続けることにしました。

この「ん？」と思った一瞬の間に浮かんだのは、「その友人から性的な対象と見られているんじゃないか」ということでした。それはとても失礼で、思いあがった恥ずべき考えでした。

この私の考えは、同性愛者に対する差別が問題となった府中青年の家事件において、東京都が行った、同性愛者をもっぱら性的存在としてのみ捉えた主張と、根はまったく同じものであり、誤った認識でした。

今は心より恥ずかしく思います。

また、20代のころの飲み会の話の多くは、彼女がいるのか、いつ結婚するのかといったことでした。ただ、その友人には、恋愛や結婚の話をすることはできませんでした。結婚という選択肢が与えられていない人には、そのような話題はタブーであると思い込んでいました。国が同性婚を認めていないことに疑問を持たず、仕方がないんだ、そういうものなんだと思い込んでいました。

性的マイノリティの中には、結婚制度に関心がないというより、自分たちが最初から奪われ、手に入らない結婚制度に敢えて関心を持たないようにしてきたのかもしれない、と語る人もいます。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です

今回提出した第7準備書面では、多くの性的マイノリティが、大切なパートナーと「結婚できない」という壁に直面し、深く傷ついた経験を語っています。

その一方、多くの性的マイノリティは、「結婚」という人生を描けず、家族を持つということを最初から諦めざるをえない状況に置かれています。そもそも結婚できないという壁にぶつかることすらできないのです。

私は、性的マイノリティに対して否定的な感情を持っているつもりはありませんでした。むしろ、何の偏見もなく、かかわっているつもりでした。しかし、この裁判に関わり、性的マイノリティの人たちの声を見聞き、とくに今回、彼らに刻み込まれたスティグマについて深く考えたことによって、自分にも無意識のうちに偏見があったことを思い知りました。

私自身のうちに、深く根付いていたこの偏見は、この国において同性婚が認められていないことと、無関係ではありません。

今回の書面では、多くの性的マイノリティが、社会の中にある同性愛嫌悪を、自分自身に向けてしてしまうことも明らかにしました。このこともまた、同性婚が認められていないことと無関係ではありません。

近年、パートナーシップ制度の導入にみられるように、性的マイノリティに対する社会の認識は確実に広がっています。

しかし、これまで、社会のみならず、性的マイノリティの中にさえも深く根付いてしまった偏見・差別を解消するためには、法的効果のないパートナーシップ制度の導入だけでは不十分です。

異性カップルと同じように扱うこと、つまり、性的マイノリティが望むパートナーとの結婚を認めることが必要不可欠なのです。

私は、今年の1月に行われた原告のこうすけさんとまさひろさんの結婚式に参加させてもらいました。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です

参加した人全員が二人の関係を祝福し、涙をあふれさせていました。同性婚はできないものと思い込んでいる人にとっては想像できない光景かもしれません。しかし、こんな光景が日常になり、法的にも「ふうふ」と認められれば、この社会は確実に変わる、そう思いました。

もし、性的マイノリティに結婚を認める必要がないと少しでも感じるものがあれば、それはまさに、今の法制度がそのような考えを正当化させているのではないのでしょうか。

性的マイノリティに深く刻印されたスティグマ。

それを払しょくするためにも、裁判所には、原告らの尊厳が傷つけられ続けている現状から目を背けずに、同性婚を認めない民法や戸籍法が違憲であるとの判断をするよう強く求めます。

以上